

春日井居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人陽和会が開設する春日井居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 春日井居宅介護支援事業所
- ② 所在地 春日井市神屋町706番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 介護支援専門員 1名（常勤兼務職員1名）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝祭日、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- ③ 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内
- ② 使用する課題分析票の種類 課題分析標準項目を含むアセスメント票
- ③ サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内
- ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
- ⑤ モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。
なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

① 実施地域を越えた地点から、片道おおむね30キロメートル未満 ¥1,000円

② 実施地域を越えた地点から、片道おおむね30キロメートル以上 ¥2,000円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、春日井市・小牧市・多治見市・土岐市とする。

（事故発生時の対応）

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（その他運営についての留意事項）

第9条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3カ月以内

② 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次のとおり措置を講ずるものとする。

① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

③ 事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること。

④ 前③号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

⑤ 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

平成16年9月30日付 職員の職種、員数の変更

平成18年3月 7日付 職員の職種、員数の変更、事業の実施地域の変更

居宅介護支援の提供方法、内容の変更、事故発生時の対応の追加

平成22年3月 1日付 員数の変更

平成22年7月12日付 員数の変更

平成24年1月 4日付	員数の変更
平成24年1月16日付	員数の変更
平成24年2月29日付	員数の変更・管理者の変更
平成24年4月 1日付	事業所の専有区画の変更
平成24年7月25日付	員数の変更
平成25年6月20日付	介護支援専門員の氏名変更
平成25年7月16日付	管理者の変更
平成26年3月31日付	管理者の変更
平成27年12月1日付	員数の変更・兼務の変更
平成28年4月 1日付	員数の変更
平成28年4月16日付	兼務の変更
平成29年1月 1日付	員数の変更
平成29年2月 1日付	員数の変更
令和 4年9月16日付	員数の変更
令和 5年5月 1日付	員数の変更、使用する課題分析票の種類の変更
令和 6年4月 1日付	第10条 虐待の発生又はその再発防止の措置の追加